

ふじみ野市放射線測定等に関する対処指針

ふじみ野市環境経済部環境課

平成23年12月1日 施行

平成26年 5月1日 改正

ふじみ野市放射線測定等に関する対処指針

1 市が行う空間放射線量の測定

(1) 対象施設

市内の小・中学校、市立保育所、公園などの公共施設・公共用地。

(2) 測定場所

国のガイドラインを基に高い線量が予想されるポイントを中心に適時測定。

ア 雨水の集まるところ及びその出口

イ 植物及びその根元

ウ 雨水・泥・土が溜まりやすいところ

エ 微粒子が付着しやすい構造物

(3) 測定頻度

測定は概ね4か月に1回を目安とし、適宜行うものとする。

(4) 測定結果の公表

ふじみ野市ホームページなどで公表する。

2 空間放射線量の目標値

(1) 地上5cmの高さの空間放射線量は毎時0.23 μ Sv以下。

(2) 道路側溝を測定する場合は、地上50cmの高さの空間放射線量は毎時0.23 μ Sv以下。

*目標値は、国の考え方に基づき、大地からの放射線量毎時0.04 μ Svに追加被ばく線量毎時0.19 μ Svを加えた値。

3 目標値を超えた場合の対応

公共施設・公共用地については、国等の対応方針に従い、簡易な除染（泥土や枯葉の除去、地表面のはぎ取り、落ち葉の回収、側溝の泥の除去など）を行います。

4 公共施設・公共用地以外の取り扱い

(1) 市民等に空間放射線量を測定する簡易測定器を貸し出します。

(2) 空間放射線量が毎時0.23 μ Svを超える通報を受けたときは、市が再測定を行います。

(3) 空間放射線量の目標値毎時0.23 μ Svを超えた場合の除染は、施設管理者等が対応するものとします。

5 対処方針の取り扱い方

国等は、これまで種々の方針等を順次示してきましたが、今後においても方針等の追加・見直しが考えられるため、本市の取り組みについても、国等の動向に合わせて見直します。

6 参考資料

(1) 個人住宅を対象とするホットスポット発見／除染マニュアル（別紙資料1）

(2) 除染特別地域・汚染重点調査地域の指定要件等の要素（別紙資料2）

(3) 放射線測定に関するガイドライン（別紙資料3）

(4) 追加被ばく線量年間1mSvの考え方（別紙資料4）

7 この指針は、平成23年12月1日から施行します。

この指針は、平成26年5月1日から施行します。